

「知的財産推進計画 2010(仮称)」骨子に  
盛り込むべき事項について  
(案)  
(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

平成22年3月19日  
知的財産戦略推進事務局

これまでの三回に亘る議論を踏まえ、当専門調査会として骨子に盛り込むべきと考えられる事項についてまとめたもの。

なお、「知的財産推進計画2010(仮称)」骨子案については、コンテンツ強化専門調査会との整合性や経済成長戦略の検討状況全体との関連も有することから、本専門調査会では骨子に盛り込むべき事項を広く整理して知的財産本部会合に報告することとする。

【現状認識】

- 経済のグローバル化、新興国の追い上げ等により、国際競争が激化する中、今後の国内市場の大きな伸びが期待し難い我が国が大きな経済成長を遂げるためには、その国際競争を勝ち抜いていく必要がある。
- 日本の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、それが日本の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、技術のみならず画期的なビジネスモデルやそれを可能ならしめる国際標準化を含む知的財産マネジメントに依存するようになったためである。
- 国際競争における戦略上の重要なツールである国際標準や知的財産を駆使し、「知を使う知」の競争を勝ち抜くことこそが、我が国の優れた「知」をグローバルな規模での経済的価値創出へと結び付け、イノベーションを実現する近道である。

- しかしながら、過去の事例を見ると、国際標準や知的財産権を獲得したにもかかわらず、事業で失敗した例も少なくない。また、これまで国際標準化活動は欧米と比較して低調であり、知的財産権の取得は、国内重視の傾向が強い。
- それに対し、中国、韓国なども、事業戦略やビジネスモデルの変化に対応した国際標準化や知的財産戦略も国を挙げて強化し、「知を使う知」の競争が一層熾烈になってきている。
- 我が国が激化する国際競争を勝ち抜いていくためには、国際標準や知的財産を有効なツールとして、これらを我が国企業等の事業活動に活用すべく国際的な戦略を強化することが喫緊の課題である。
- また、我が国経済の基盤を担うベンチャー・中小企業の経営における知的財産の活用に関する意識は低く、我が国大学の研究水準は高いが、産業界による事業の成功まで結び付いていない。さらには、オープン・イノベーションへの対応など、イノベーションの担い手の活動を底辺から支える知的財産制度にも課題がある。
- 世界に通用する事業を生み出し続けなければならない。そのためには、これまで十分に活かされていなかったベンチャー・中小企業、大学を含めた我が国のイノベーションの担い手の優れた「知」を生み出す能力を、知的財産を梃子にしながら、最大限有効活用していく必要がある。

## 【目標】

戦略的な国際標準、知的財産の活用を強力に官民一体となって推進することにより、より大きな経済価値を生み出すグロー

バルなビジネス展開を図るとともに、ベンチャー・中小企業、大学を含め我が国の「知」を生み出す能力を最大限有効活用し、世界に通用する事業を生み出し続ける。

これにより、我が国産業の競争力を強化しつつ、我が国の優れた「知」を数多くのイノベーションに結び付け、2020年までに大きな経済成長を達成する。

(注) 以下の「(短期)」「(中期)」の表示について

- ・「(短期)」は、今後1～2年で実施すべき事項。
- ・「(中期)」は、今後3～4年かけて実施すべき事項。

1. 企業等の事業活動における戦略的な国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

【成果イメージ(注)】

○研究開発・事業化戦略と連携した国際標準化の戦略的な推進などにより、特定戦略分野において世界市場を獲得

●●分野: 世界市場規模●兆円、目標シェア●%

●●分野: ……

※我が国発の国際標準の活用事例として、デジタルカメラ(生産台数5年で5倍、日本企業シェア約7割)などが存在。

<具体的な成果目標の定め方>

・まず、我が国が強みを持つべき分野を特定戦略分野として決定する(例:スマートグリッド、燃料電池、電気自動車など)。なお、特定戦略分野の決定に当たっては、知財戦略のみならず、産業政策、科学技術政策、IT政策等の総合的観点からの考慮が必要。

・特定した戦略分野に関し、世界市場規模、目標シェア等の何らかの数値目標を定める。

○環境技術等の技術移転による利益の大幅な拡大

技術貿易収支(全分野) 0.4兆円 ⇒ ●兆円

(注) 成果イメージは、知的財産関係施策を実施すれば到達できるものではなく、他の施策、要因にも左右されるものである。

- 我が国企業等の事業活動の将来展開を強力に後押しするため、国際標準化活動を官民一体となって抜本的に強化することが喫緊の課題である。
  - そこで、日本の特長を活かせる特定戦略分野について、国際標準化や事業化を見据えたロードマップを含めた競争力強化戦略を官民一体となって策定し、これを着実に実行するとともに、その基盤の整備として、アジア諸国との研究開発段階からの連携、フォーラム標準活動等への支援拡大、人材育成などを総合的に強化する。
  - また、我が国企業等のグローバルな事業活動に欠かせない国際的な知的財産の取得を促進する必要がある。そのため、低コストかつ効率的にグローバルな権利取得を可能とし、それが有効に保護される国際知財システムの構築に向けて取り組む。
- (1) 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、特定戦略分野(スマートグリッド、水関連技術など)における標準化ロードマップを含む知財マネジメント等の競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

#### 【施策例】

#### (特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知財マネジメント等の競争力強化戦略の策定・実行)

- ・ 特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知財マネジメント等の競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備等の支援策を確実に実行する。  
(短期・中期)
- ・ 問題解決型、実証実験型プロジェクトの実施等の研究

開発と標準化を一体的に推進するなど、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。(中期)

**(競争力強化戦略の策定・実行のための基盤の整備)**

- ・ アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えたアジア諸国との共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。(短期・中期)
- ・ アジア地域における標準化に向けて組織的に取り組む。(中期)
- ・ これまでのデジュール標準に限定した支援を改め、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準等も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。(短期)
- ・ 技術知識だけでなく、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。(中期)
- ・ 標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定制度を創設に向け検討し、結論を得る。(中期)
- ・ 経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。(短期)

**【目標指標例】**

- (イ) 特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知財マネジメント等の競争力強化戦略を策定・実行する
- (ロ) 事業化に資するアジア諸国との国際標準の共同提案を増加させる(5件(2007年)→●件)
- (ハ) 高い交渉スキルを有する国際標準化活動の専門家を育成する(400人)
- (ニ) 国際標準機関における幹事国引受け件数を増加させる(150

(2) 「安全・安心」を普及する。

**【施策例】**

- ・ 公正な評価方法や適切な規格・基準等を見極めるための研究及びその国際標準化を支援する。(短期)
- ・ 日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。(短期)

**【目標指標例】**

(イ) 環境保護や「安全・安心」実現の観点から、公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準を獲得する (●件)

(3) 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

**【施策例】**

**(特許審査のワークシェアリングの質の向上・量の拡大)**

- ・ 特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築などの環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施などを行い、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。(中期)

**(特許制度の国際調和)**

- ・ 各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とする特許法条約へ加盟に向け、出願人の利便性向上に資する制度整備を行う。(中期)
- ・ 新規性、進歩性など特許制度の実体面の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。(中期)

### **(途上国の知的財産環境整備)**

- ・ 途上国、新興国の知的財産人材育成を強化しつつ、日本での研修経験者とのネットワークを構築する。(中期)

### **(模倣品・海賊版対策)**

- ・ 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、アジア等への加盟国拡大等を通じ、世界大に保護の輪を広げる。(短期・中期)
- ・ 中国等の侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物等に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。(短期)

### **【目標指標例】**

- (イ) 特許の海外出願比率(日本特許庁への出願のうち、外国にも出願される件数の比率)を高める(24%→35%)
- (ロ) 特許審査結果の実質的な相互承認に向け着実に前進する(例:日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備、海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能率を約70%→90%)
- (ハ) アジア等における主要な侵害発生国・地域がACTAの加盟国となる。
- (ニ) 国内外の模倣品・海賊版により被害を受ける日本企業の割合(模倣被害率)を、被害の撲滅に向け、大幅に引き下げる(例:日本企業の模倣被害率を24%→12%)

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

【成果イメージ】

○ 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出

※ 青色発光ダイオード(年平均売上 0.4 兆円)は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。

○ 世界でも活躍するニッチトップ企業を多数輩出

○ 中小企業による輸出額 10 兆円 ⇒ ●兆円

- これまで十分に活かしきれていなかったイノベーションの担い手の「知」を生み出す能力を、知的財産を梃子にしながら最大限活用していく必要がある。
- そのため、知的財産に対する意識が低いベンチャー・中小企業に対して、利用者の目線に立ったわかりやすく、利用しやすい支援施策を総合的に展開し、国内はもとより世界を相手に活躍できる企業が数多く生み出されていくことを支援する。それとともに、見過ごされがちな製品ユーザー(個人)の「知」もあますところなく活用する基盤を構築する。
- また、これまで事業の成功までうまく結び付いていなかった大学や公的研究機関の研究成果を活用するため、産学官が共創する場の構築などにより産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく、抜本的に強化する。
- そして、イノベーションの担い手の知的財産を活用した活動を円滑にし、加速するため、オープン・イノベーションの進展への対応も含め、イノベーションインフラの整備を着実に進める。



- (1) ベンチャー・中小企業や地域における知的財産や個人の「知」の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

### 【施策例】

#### (支援施策の充実)

- ・ 特許出願に不慣れな者の出願を支援する「特許パック料金制度」や「応援弁理士制度」など、中小企業等に対する新たな支援制度を創設する。(短期)
- ・ 特許料等の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しなどにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。(短期)
- ・ 外国出願費用の助成制度を拡充する。(短期)

#### (相談窓口、支援体制の整備)

- ・ 知的財産に関する多様な相談を一元的に受付けるワンストップ相談窓口を全国に整備する。(短期)
- ・ ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。(中期)

#### (普及啓発活動の強化)

- ・ ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業等の経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。(短期)
- ・ 営業秘密管理指針を普及させる。(短期)

#### (個人の「知」の活用)

- ・ ユーザー・イノベーションを促進する。(中期)

### 【目標指標例】

- (イ) ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を広げる(新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数(累計): 約2.5万社)

- (ロ) ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす（約 0.8 万件→1.2 万件以上）
- (ハ) ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略をベンチャー・中小企業経営に浸透させる

## (2) 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる

### 【施策例】

#### (産学官が共創する場の構築)

- ・ 大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究（共創）の場（例：欧州の I M E C）を構築する。（中期）
- ・ このため、既存の研究拠点や公的研究機関において、共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端設備を企業が共同研究等で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み（人材を含む）を整備する。（中期）
- ・ また、知の共創に際し、産学官の緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能（「知」のプラットフォーム）の構築に着手する。（短期）

#### (大学等の産学連携力の向上)

- ・ 既存の大学知財本部・TLOの再編（ネットワーク化、広域化、専門化等）、知財マネジメント人材の質的強化等により産学連携機能を強化する。（中期）
- ・ 研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理等の研究マネジメントや先端設備等の高度な技術支援に関わる専門人材を育成・

確保する。(中期)

- ・各大学において産学連携活動に取り組む場合に、大学教員の他の業務負担を低減するなどのインセンティブや、共同研究費等を原資に博士課程の学生やポスドクを研究助手として活用する仕組みの導入を促す。(中期)
- ・大学において、共同研究における論文発表前の特許出願の検討や営業秘密管理等の重要性に関する普及啓発活動を強化する。(短期)
- ・外国企業等からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学等が獲得した知財を基にした共同研究等における外国企業等との連携のルールを明確化する。(短期)

#### (産学連携を促進する環境の整備)

- ・公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。(短期)
- ・大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:仮出願制度の導入、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)(中期)
- ・産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算・税制等について、抜本的に見直す。(例:産学連携促進のためのマッチングファンドの導入、税制上の優遇措置の拡充)(短期)

#### 【目標指標例】

- (イ) 日本における産学連携力を世界トップクラスにする (IMD World Competitiveness Yearbook 17位→5位以内 等)

- (ロ) 産学官が大学等の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する
  - (ハ) 企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる（約 1000 億円→1500 億円）
  - (ニ) 大学や公的研究機関研究費に占める外国資金の割合を増加させる（それぞれ 0.04%、0.4%→1%）
- (3) オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する

#### 【施策例】

##### （オープン・イノベーションに対応した知的財産制度構築）

- ・ 通常実施権の登録対抗制度の見直し、特許を受ける権利への質権設定の解禁の検討などを行い、特許の活用を促進するための制度整備を進める。（短期）
- ・ 裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。（短期）

##### （権利の安定性の向上）

- ・ 特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について整理するなどにより、権利の安定性を向上させる。（中期）

##### （特許審査の運用改善）

- ・ 特許審査の迅速化を進める。（中期）

#### 【目標指標例】

- (イ) オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する
- (ロ) 権利の安定性を向上させる
- (ハ) 特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する（2013

年に審査順番待ち期間を 11 か月)